

平成 25 年 7 月 9 日
第 4 回学務委員会
改正 令和 3 年 1 月 13 日
第 9 回学務委員会
令和 3 年 1 月 12 日
第 9 回図書・研究委員会

○茨城県立医療大学客員教授の称号授与に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 茨城県立医療大学の学術研究の推進及び教育の充実を図るため、優れた学識、経験等を有し、かつ欠かすことのできない外部の人材に対し、客員教授の称号を付与することとし、その基準及び手続等に関し必要な事項を定める。

(授与する称号)

第 2 条 授与する称号の名称は、次のとおりとする。

(1) 客員教授

(対象となる者)

第 3 条 客員教授の対象者は、次のとおりとする。

(1) 非常勤講師

(2) 授業内特別講師

(3) 保健医療分野において優れた研究業績を持つ者

(要 件)

第 4 条 前条の対象者のうち、次の要件を満たす者とする。

(1) 原則として、茨城県立医療大学教員の資格及び選考基準に定める教授の資格を有すると認められる者

(2) その他学長が特に必要と認める者

(選 考)

第 5 条 客員教授の選考は、当該学科、センター、専攻科、研究科及び付属病院の長（以下「学科等の長」という。）の推薦に基づき、学長が行う。

2 学長は、選考の結果について当該学科等の長へ伝えるとともに、客員教授の称号を授与することとした場合は、直近の教授会に報告するものとする。

(付与期間)

第 6 条 称号の付与期間は、付与の日から 1 年以内で、かつ一の会計年度以内とする。

2 付与の期間は更新することができる。

(称号付与の取消)

第 7 条 学長は、第 3 条に規定する者に対して客員教授の称号を付与した場合において、同条第 1 号及び第 2 号に規定する者がその職を解かれたとき、または、教育研究活動上の不適正な行為が明らかになったとき、その他学長が必要と認めたときは、称号の付与を取り消すことができる。

(付与等の通知)

第 8 条 客員教授の称号を付与する場合には、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。取り消す場合も同様とする。

(報酬等)

第 9 条 要領に定める報酬及び費用弁償のほか、いかなる給与も支給しない。

(委 任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、客員教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。